

ぎふプライムスタートアップ認定要項

(趣旨)

第1条 ぎふスタートアップ支援コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）は、他のスタートアップの模範となり得るすぐれたスタートアップを「ぎふプライムスタートアップ」（以下「プライム」という。）として認定し支援することで、当該プライムの成長を促進し、ロールモデルとしての育成を図り、もって県内における起業機運の醸成とスタートアップの発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要項における用語の定義は、以下のとおりとする。

- ・会社：株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人、行政書士法人
- ・創業：個人事業主の開業又は会社の設立を行うこと
- ・開業：個人事業主として税務署に開業届を届け出ること
- ・創業者：令和7年4月1日から令和8年1月15日（ぎふプライムスタートアップ支援補助金の補助対象期間の末日）までに開業又は会社を設立する代表者
- ・中小企業：
 - (1) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が30人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第4号に掲げる業種及び第5号で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
 - (2) 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業（第5号で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
 - (3) 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業（第5号で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
 - (4) 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業（次号で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
 - (5) 次の表のとおり、資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごと定める数以下の会社及び個人であって、その業種に属する事業を主たる事業として営むもの

<u>業種分類</u>	<u>資本金の額又は出資の総額</u>	<u>従業員の数</u>
-------------	---------------------	--------------

ア	<u>ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）</u>	<u>3億円</u>	<u>900人</u>
イ	<u>ソフトウェア業又は情報処理サービス業</u>	<u>3億円</u>	<u>300人</u>
ウ	<u>旅館業</u>	<u>5,000万円</u>	<u>200人</u>

(プライムの要件)

第3条 プライムは次の各号すべてに該当する者のうち、第4条で定める申請または第5条で定める推薦のあった者の中から、ぎふプライムスタートアップ審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を経て、コンソーシアムの会長（以下「会長」という。）が認定する。

(1) 創業者又は令和7年4月1日時点で創業後5年未満の者

(2) 岐阜県内に既に本社を設置済み又は個人事業開業届を提出済み、若しくは令和8年1月15日（ぎふプライムスタートアップ支援補助金の補助対象期間の末日）までに岐阜県内に本社を設置する者又は個人事業開業届を提出する者、又は岐阜県内で事業を営む企業等と既に連携している者、若しくは令和8年1月15日（ぎふプライムスタートアップ支援補助金の補助対象期間の末日）までに岐阜県内で事業を営む企業等と連携する者であること。

※連携とは、共同開発、生産委託、共同販売又は技術協力等の業務連携および資本提携を指す。

(3) 未上場の者で中小企業者以外の者（以下「大企業」という。）から、次に掲げる出資又は役員を受け入れていないものであること。ただし、中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合を除く。

ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者

イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者

ただし、資金調達のための出資を受けたことにより本項に抵触する場合は、事務局と別途協議すること。

(4) 以下の①から④のいずれかに該当をする者

以下の①から④のいずれかに該当をする者

①過去5年以内にコンソーシアム会員若しくは国（独立行政法人、国立研究開発法人を含む）及び地方公共団体（以下「行政」という。）が主催又は共催（構成員を含む）したピッチコンテスト等ビジネスプランを評価する大会で入賞したビジネスプランを用いて事業を行う者

②J - S t a r t u p 等国の機関に育成対象のスタートアップとして選定された者

③コンソーシアム会員又はコンソーシアム会員が設立したファンドから出資を受けている者

④公益財団法人岐阜県産業経済振興センターが実施する事業可能性評価においてA評価認

定を受けた事業にて申請する者

- (5) コンソーシアムの会員またはコンソーシアムに入会申込書を提出済みの者
- (6) 社会的に信頼を失うような法令違反または事故がない者
- (7) 「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」第3条に該当しない者
- (8) 国税、県税及び市町村民税の未納がない者
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条に規定する営業許可又は第27条及び第31条の2、第31条の7、第31条の12、第31条の17に規定する営業等の届出の対象となる事業者ではない者

（認定の申請）

第4条 第3条各号のすべてに該当する個人事業主又は会社で、プライムの認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、コンソーシアム事務局（以下、「事務局」という。）が別に定める期間内に、認定申請書（様式第1号）を事務局に提出しなければならない。

（認定の推薦）

第5条 コンソーシアム会員は第3条各号のすべてに該当する個人事業主又は会社をプライムに推薦することができる。

- 2 前項の規定により個人事業主又は会社を推薦しようとする者（以下「推薦者」という。）は、あらかじめ当該会社（以下「被推薦者」という。）に認定の意思の有無を確認し、認定意思が確認できた場合のみ、事務局が別に定める期間内に、認定推薦書（様式第2号）を事務局に提出しなければならない。

（審査）

第6条 事務局は、第4条で定める申請、又は第5条第2項で定める推薦があったときは、審査委員会に審査を付託するものとする。

- 2 審査委員会は、前項の付託があったときは、別表に掲げる審査項目により審査を行い、その結果を事務局が会長に報告するものとする。
- 3 申請者及び推薦者ならびに被推薦者は、審査が円滑に行われるように協力するものとする。尚、審査方式は、原則としてプレゼン方式とする。

（認定）

第7条 会長は、前条第2項に定める審査委員会の審査の結果報告を踏まえ、認定に適すると認められたときは、当該スタートアップをプライムに認定し、その結果を事務局が申請者または推薦者に対してプライム認定通知書（様式第3号）、被推薦者に対してはプライム認定通知書（様式第3号の2）により通知するものとする。

- 2 会長は、前条第2項に定める審査委員会の審査の結果、報告を踏まえ、認定に適しないと認

められたときは、当該スタートアップをプライムに認定しないこととし、事務局が申請者または推薦者に対してプライム審査結果通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（調査及び検査）

第8条 会長は、プライム認定の適正を期するため必要があると認めるときは、事務局によるプライムへの聞き取り及び立入検査を行うことができる。

（認定の取消し）

第9条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合、プライムの認定を取り消すことができる。認定を取り消されたスタートアップは、取り消された日以後、プライムに認定された事実を事業に使用してはならない。

- （1）コンソーシアムまたはプライムの社会的信用を失墜する行為を行ったとき。
- （2）認定の返付を申し出たとき。
- （3）前2号に掲げるもののほか、認定を保持させることが適当でないと会長が認めるとき。

（認定等の公表）

第10条 会長は、プライムの認定または取消しを行ったときは、公表する。

附 則

この要項は、令和5年7月10日から施行する

附 則

この要項は、令和6年5月9日から施行する

附 則

この要項は、令和7年4月25日から施行する

別表 プライムの審査項目

認定基準	項目
(1) 事業のビジョン	・ 社会課題の解決につながるか
	・ 県経済の活性化につながるか
	・ 資金計画等事業の実現性はあるか
	・ グローバル市場への進出を見据えているか
	・ 岐阜県内に本社があるか、事業期間内に移転する予定か
(2) 事業内容の独創性・ 革新性	・ 製品、事業内容の独創性、従来の製品やビジネスモデルとの違いはあるか
	・ 社会での有用性はあるか
(3) 事業の拡張性	・ 事業拡張の大きさ等の見込はあるか
	・ 事業拡張スピードの見込はあるか
(4) 起業のチャレンジ性	・ 既存企業等からの独立、大学等の研究機関からの創出か
	・ 代表権を有する者が女性、障がい者、若者（20歳代まで）、シニア層（65歳以上）の起業か

様式第1号

ぎふプライムスタートアップ認定申請書

自薦・他薦の別	自薦
---------	----

1 スタートアップの基本情報

(1)法人番号（法人のみ）	
(2)法人名（※正式名称）	
(3)代表者名	
(4)代表者の生年月日（yyyy/mm/dd）※	
代表者の年齢	
(5)代表者の性別※	
(6)代表者の障がいの有無※	
(7)郵便番号（xxx-xxxx）	
(8)住所	
(9)設立年月日（yyyy/mm/dd）	

※未記入等でも構いませんが、加点等の優遇はございません

2 応募担当者

(1)応募担当者氏名	
(2)応募担当者所属部署	
(3)応募担当者電話番号	
(4)応募担当者メールアドレス	

3 添付資料

- ・企業概要書
- ・経営計画書

様式第2号

ぎふプライムスタートアップ認定推薦書

自薦・他薦の別	他薦	被推薦者への確認：	
---------	----	-----------	--

1 スタートアップの基本情報

(1)法人番号（法人のみ）	
(2)法人名（※正式名称）	
(3)代表者名	
(4)代表者の生年月日（yyyy/mm/dd）※	
代表者の年齢	
(5)代表者の性別※	
(6)代表者の障がいの有無※	
(7)郵便番号（xxx-xxxx）	
(8)住所	
(9)設立年月日（yyyy/mm/dd）	

※未記入等でも構いませんが、加点等の優遇はございません

2 応募担当者

(1)応募担当者氏名	
(2)応募担当者所属部署	
(3)応募担当者電話番号	
(4)応募担当者メールアドレス	

3 添付資料

- ・企業概要書
- ・経営計画書

企業概要書

《 申請時点において、 創業済み、 創業前 》

応募者の概要等 (項目を確認の上、記載してください。選択項目は、該当するものに☑してください。)

① 応募者

ふりがな 氏名 (代表者氏名)		性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日 (年齢)	<input type="checkbox"/> 大正、 <input type="checkbox"/> 昭和、 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 (歳)
応募者住所	〒 ー		本事業創業 直前の職業	<input type="checkbox"/> 1. 会社役員 <input type="checkbox"/> 2. 個人事業主 <input type="checkbox"/> 3. 会社員 <input type="checkbox"/> 4. 専業主婦・主夫 <input type="checkbox"/> 5. パートタイマー・アルバイト <input type="checkbox"/> 6. 学生 <input type="checkbox"/> 7. その他 ()
連絡先等	TEL			
	FAX			
	E-mail			
本事業以外の 事業経営経験	<input type="checkbox"/> 本事業以外には経営したことがない。 <input type="checkbox"/> 本事業以外にも経営したことがあり、現在もその事業を続けている。 ↳ 事業形態 [<input type="checkbox"/> 個人事業、 <input type="checkbox"/> 会社、 <input type="checkbox"/> その他 ()] 事業内容 [] ※応募事業と類似の事業の場合は、差別化している点を「経営計画書(1)②事業概要」に記載してください。 <input type="checkbox"/> 事業を経営していたが、既にその事業をやめている。(やめた時期： <input type="checkbox"/> 昭和・ <input type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和 年 月)			
職歴・業歴	年 月			
	年 月			
	年 月			
	年 月			
障がい者手帳	<input type="checkbox"/> 有 (お持ちの方は、チェックしてください。)			

② 事業形態

開業・法人設立日 (予定日)	年 月 日 (これから創業する場合は、補助事業を完了する日までに開業又は法人設立を行う必要があります。)	
ふりがな 社名・屋号 (予定)	事業形態	
本社・主たる 事業所の所在地 (予定地)		<input type="checkbox"/> 1. 個人事業 ↳ <input type="checkbox"/> 補助事業実施期間中の 法人化も検討している <input type="checkbox"/> 2. 会社 ↳ <input type="checkbox"/> 2-1 株式会社 <input type="checkbox"/> 2-2 合名会社 <input type="checkbox"/> 2-3 合資会社 <input type="checkbox"/> 2-4 合同会社 <input type="checkbox"/> 2-5 監査法人 <input type="checkbox"/> 2-6 特許業務法人 <input type="checkbox"/> 2-7 弁護士法人 <input type="checkbox"/> 2-8 税理士法人 <input type="checkbox"/> 2-9 司法書士法人 <input type="checkbox"/> 2-10 社会保険労務士法人
岐阜県への移 転予定日 (県外事業者 のみ)		
資本金又は 出資金 (会社)		千円 (うち大企業からの出資金： 千円)

株主又は 出資者数 (会社)	名 (うち大企業からの出資者： 名)			<input type="checkbox"/> 2-11 土地家屋調査士法人 <input type="checkbox"/> 2-12 行政書士法人
主たる業種 (日本標準産業分類 中分類を記載)	中分類名：			
役員・ 従業員数	合計	名	内 訳	①役員： 名 (法人のみ) (うち大企業の役員又は職員を兼ねている者： 名) ②従業員： 名 ③パート・アルバイト： 名
事業に要する許認可・免許等 (必要な場合のみ記載)	許認可・免許等名称： 取得(見込み)時期：			

経営計画書

(1) 事業内容

(事業全体(創業の場合は、これから行う事業)について詳しく記載してください。(枠に収まらない場合は適宜広げてください。)

① 本事業の動機・きっかけ

② 事業概要

県外企業の場合は、連携している、若しくは連携予定の県内企業について記載してください。

③ 本事業によってどのような社会課題の解決を目指すのか

④ 本事業によって岐阜県の経済がどのように活性化されるか

⑤ 市場環境・規模やニーズ開拓の見通し

⑥ビジネスモデル（事業の仕組みや収益構造）	
⑦将来における展望	
⑧組織体制（代表者（経営陣）の経歴、知識、経験、人脈等）	
⑨事業スケジュール	
実施時期	具体的な実施内容
1年目	
2年目	
3年目	

⑩売上・利益等の計画

	1年目 (年月～年月期)	2年目 (年月～年月期)	3年目 (年月～年月期)
(a) 売上高	千円	千円	千円
(b) 売上原価	千円	千円	千円
(c) 売上総利益 (a-b)	千円	千円	千円
(d) 販売管理費	千円	千円	千円
営業利益 (c-d)	千円	千円	千円
従業員数	人 (うちパート・アルバイト)	人 (うちパート・アルバイト)	人 (うちパート・アルバイト)
積算根拠			

(2) 申請者の実績等について

ビジネスプランコンテストの主催又は共催（構成員を含む）がぎふスタートアップコンソーシアム会員若しくは行政であることが分かる様に記載してください。又、そのプランが本事業と同一か分かることの説明を記載してください。

ビジネスプランコンテストの入賞実績

コンテスト等の名称			
主催			
事業テーマ			
出場時期	年 月	年 月	年 月
審査結果			

(3) これまでに補助金の交付を受けた実績説明（申請中の案件を含む）

事業名称及び事業概要		
事業主体（関係省庁・独法等）		
実施期間		
補助金名	補助額	万円
テーマ名		
本事業との相違点		

様式第3号

年 月 日

【〇〇〇（申請者）】様

ぎふスタートアップ支援コンソーシアム会長

ぎふプライムスタートアップ認定通知書

【〇〇〇（申請者）】を 年度ぎふプライムスタートアップとして認定しました。

ぎふスタートアップ支援コンソーシアム事務局	
担当	
住所	
TEL	
メール	

様式第3号の2

年 月 日

【〇〇〇（被推薦者）】 様

ぎふスタートアップ支援コンソーシアム会長

ぎふプライムスタートアップ認定通知書

年 月 日付で【〇〇〇（推薦者）】から推薦のあった【〇〇〇（被推薦者）】を 年
度ぎふプライムスタートアップとして認定しました。

ぎふスタートアップ支援コンソーシアム事務局	
担当	
住所	
TEL	
メール	

様式第4号

年 月 日

【〇〇〇 (申請者または推薦者)】 様

ぎふスタートアップ支援コンソーシアム会長

ぎふプライムスタートアップ審査結果通知書

【〇〇〇 (申請者または被推薦者)】はぎふプライムスタートアップの審査結果を踏まえ、
年度ぎふプライムスタートアップとしての認定を見送ることとしました。

ぎふスタートアップ支援コンソーシアム事務局	
担当	
住所	
TEL	
メール	